

横浜市薬剤師会のご案内

社団法人 横浜市薬剤師会

〒235-0007 横浜市磯子区西町14番11号

神奈川県総合薬事保健センター4階

Tel 045(761)7840

Fax 045(754)3000

1 目的

横浜市薬剤師会(略称「市薬」)は、薬事関係者を会員とする組織ですが、営利を目的とした団体ではありません。民法の規定により認可を受けた公益法人であります。

したがって、単に会員の便益、会員間の親睦交流のみを図るものではなく、その目的は、「薬剤師及び薬学又は薬業に関係のある者の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに薬学及び薬業の進歩発展を図り、もって地域住民に対する厚生福祉の増進に寄与すること」と定款に規定しています。

2 会員・組織

- ・ 会員の資格は、横浜市内に居住し、又は勤務する薬剤師及び薬事関係者です。現在の会員数は約1,800名となっています。
- ・ 役員は理事29名、監事2名で、理事の内、会長1名、副会長4名、常務理事4名となっています。支部組織は各行政区毎に18支部あり、支部長は横浜市薬剤師会の理事であります。

3 事業活動

(1) 行政等からの受託・協力事業

横浜市や医療関係団体等から次の各種事業を受託して、薬剤師の専門知識・技術、経験を活用し、保健・医療・福祉の分野で公益的な活動を行い、市民生活に寄与しています。

- ・ 夜間急病センター(桜木町、北部、南西部の3ヶ所)、休日診療所への出動
- ・ 地域救護拠点管理(災害時の薬品・資材等の備蓄管理等)
- ・ 災害用井戸水の水質検査
- ・ 医療廃棄物回収システム事業(在宅の使用済み注射針や不用医薬品の回収)
- ・ 学校プール、給食場給湯水等の水質検査(学校薬剤師としての活動)
- ・ 水害時衛生対策事業(水害時の防疫薬剤の頒布、指導)
- ・ 公衆浴場浴槽水の水質検査(レジオネラ属菌の検査)

(2) 地域活動

- ・ 各支部では、単独に又は区役所や保健・医療・福祉の関係団体と協力して、区民を対象に講演会やイベントを開催し、薬に関する健康教育・啓発事業を行っています。高齢者については、毎年高齢者福祉大学(老人クラブ連合会主催)に地域の会員が講師として参加しています。
- ・ 保健所、地域ケアプラザ等の運営委員や介護保険認定審査委員を務めている会員も多数います。

(3) 横浜市等行政との連絡窓口としての役割

薬剤師会としての市予算要望や各種受託事業関連の要望を行ったり、法規、制度の改正等薬務行政に関する資料を行政当局より直接入手し、必要事項を支部経由で会員に情報提供しています。

(4) 会員を対象とする研修事業

横浜市薬剤師会単独の研修会（市薬研修会）や神奈川県病院薬剤師会との共催の研修会（市薬・県病薬研修会）を年に数回開催し、会員の知識向上に努めています。

各支部単位でも、実務内容を取り入れた研修会等を開催しています。

(5) 会報発行

年4回程度、会報を発行し、各種会議・委員会の報告、支部の活動報告、研修会報告、行政からのお知らせ、メーカー提供の薬事情報、会員からの投稿記事等を掲載し、会員の便宜に供しています。

4 会員の特典

- ・ 会員を対象とする「市薬研修会」、「市薬・県病薬研修会」等は定期的で開催され、一流の講師による新薬の紹介や新しい薬学界の動き等を無料で聴講できます。
- ・ 夜間急病センター、休日診療所への出勤（出勤手当有り）は、公益法人としての横浜市薬剤師会の会員に限られます。
- ・ 行政等と連携した各種地域活動への参加、薬剤師としての各種保健・医療・福祉関連の横浜市行政審議機関への参加は、横浜市薬剤師会の会員に限られます。
- ・ 行政からの連絡や通知は、横浜市薬剤師会事務局を通じてなされるので、薬剤師としての重要な情報を見のがすような心配はなくなります。
- ・ 学校薬剤師は、横浜市薬剤師会の会員に限られます。
- ・ 市薬の推進している使用済み注射針や不用薬品の回収事業に協力薬局として参加できます。
- ・ 個人の保険薬局調剤室の固定資産税減免手続や薬剤師届様式、横浜市関連の保険請求用紙送付についての各種会員向けサービスを事務局経由で受けることができます。
- ・ 市医師会、市病院協会、市歯科医師会の協力を得て作製した市薬特製の安価な会員限定のお薬手帳を入手できます。
- ・ 会報は会員に事務局より年4回郵送されます。

5 入会手続・入会金・会費

- ・ 事務局に入会申込書の送付を依頼し、送付された入会申込書に必要事項を記入し、当該地区の支部長に入会申込書を提出し、支部長の捺印を受け事務局へ郵送してください。
- ・ 入会金は事務局へ直接お支払い頂くか、郵便振込みにてお支払いください。入会金の支払を確認後、事務局から領収証を郵送します。
- ・ 会費は各期ごとに支部で徴収していますので、詳しくは支部長にご相談ください。また、会費は各期（3ヶ月分）単位で徴収し会計処理していますので期途中での退会の場合、清算返還はいたしておりません。